

## 国選付添人制度拡大の 意義を語る

司 会 齋藤義房 本部副理事長兼広報委員長  
出井直樹 幹事長  
小川晃司 本誌編集長



須納瀬 学  
東京弁護士会  
日弁連全面的国選付  
添人制度実現本部  
事務局長  
38期



土橋 央征  
大阪弁護士会  
日弁連全面的国選付  
添人制度実現本部  
事務局員  
57期



金子 祐子  
横浜弁護士会  
横浜弁護士会子ども  
の権利委員会委員  
59期



山口 弥生  
宮崎県弁護士会  
宮崎県弁護士会子ども  
の権利委員会委員  
61期

### <はじめに>

**【齋藤広報委員長】** 本日は、国選付添人の制度拡大の意義を語るということで座談会をさせていただきます。私は司会を務めます広報委員長の齋藤と申します。国選付添人制度の拡大は、日弁連の年来の悲願でありまして、特に2009年に実現本部をつくり本格的な運動を開始しました。2013年2月の法制審議会総会で、被疑者国選弁護人の対象事件の範囲まで国選付添人の対象事件を拡大しようという少年法改正要綱が全会一致で採択され、いよいよ法制化に向けての取組が重要になっています。本日は、付添人の必要性、重要性を、実践を踏まえて話し合っていたきたいと思います。それでは早速出席している皆さんの自己紹介から行きましょう。

**【須納瀬氏】** 私は東京弁護士会の須納瀬学と申しま

す。従来から日弁連の子どもの権利委員会に所属して少年法の改正問題などに携わってきましたけれども、2009年から立ち上がりました全面的国選付添人制度実現本部の事務局長として制度の拡大に取り組んで参りました。

**【山口氏】** 宮崎県弁護士会所属の山口弥生と申します。私は宮崎県弁護士会で子どもの権利委員会に所属しています。付添人の法案が通るように協力できたらと思っています。

**【土橋氏】** 大阪弁護士会の土橋央征です。私も大阪弁護士会で子どもの権利委員会と日弁連の全面的国選付添人制度実現本部に所属して、少年事件や少年法改正に取り組んでいます。付添人が果たせる役割は非常に大きいものですから、できるだけ法案成立を早期に実現してほしいと思っています。

**【金子氏】** 横浜弁護士会に所属している金子と申し



ます。私は登録当初から地元の弁護士会の子どもの権利委員会の方に所属させていただいておりました、その後日弁連の子どもの権利委員会に参加させていただき、全面的国選付添人制度実現本部の事務局次長を務めてきました。少年事件は、法的な援助を受けられるか受けられないかによってかなり結果が違ってくるので、今回、是非法改正がされますように、自分自身も頑張っていこうと思います。どうか宜しくお願いします。

### <適正な事実認定のための付添人活動>

**【斎藤広報委員長】** 私も子どもの権利委員会に長く所属して、実現本部にも所属しています。そういう関係で今回司会を務めております。さて、付添人は事実認定の適正化の確保と少年の立ち直り支援の側面で大きな役割を果たすと思うのですが、事実認定の適正化の側面で「非行事実なし」を勝ち取ったというケースについてご報告いただければと思います。



**【土橋氏】** 担当した事例としましては殺人予備及び銃刀法違反の事件でして、家族を殺害しようとして刃物を所持したというのが非行事実でした。家庭裁判所からの付添人選任依頼に基づいて私が受任しました。なお、少年には被疑者段階で弁護士がついておらず、これまで全く法的援助を受けられなかったんですね。争点は、殺意の有無でした。少年自身言葉が乱暴な所があり、その点をとらえて、真意と違う調書が作成されていました。審理の過程で、少年のメモが発見されその中で事件当時の心情が記載されていて、殺意がなかったことが明らかになりました。被疑者段階から弁護士が付いていれば、調書作成についても適切にアドバイスできたと思います。仮に家庭裁判所が援助依頼をしなかったら、少年は「殺意がある」という供述調書から「非行事実あり」ということになって、殺人予備という非行事実によって処分されていたかもしれません。

**【斎藤広報委員長】** どういう調べがあったのか聞きましたか？

**【土橋氏】** どうも取調べの警察官に本人が迎合的に

なっていました。あとは少年の言葉の問題というもの深く分析すれば少年の真意と言葉が違うのに、それを無視して形式的に調書がつけられていたようです。

**【須納瀬氏】** 家裁から日弁連の付添援助制度を利用しての付添人選任依頼があったということですね。依頼の理由はどういうものでしたか？

**【土橋氏】** 少年の帰住先の問題があったことと、やはり非行事実を争っているという2つの理由から、家裁から援助依頼があったのだと思います。

**【山口氏】** 私の経験した事案は、無免許運転のほう助で免許のない人にバイクを貸したという事件です。この事件でも被疑者段階での付添人が付いていませんでした。またこの少年は在宅でしたので、そのまま行くと付添人なしで審判まで行われてしまったかもしれないという事件です。少年は、長時間の取り調べを受け、複数の自白調書を取られていました。警察官からサインをすれば家に帰すが、サインをしなければそのまま逮捕すると脅されてサインしてしまったということでした。主犯の少年も、無免許であることを告げてバイクを借りたという調書を取られていました。審判は共犯者と手続を分離してもらって、主犯の少年を証人として呼びました。少年と話し合い、審判では真実を認めてもらいましょうという事で、調書は全て違いますと裁判官にお話ししました。実は少年には前歴が7件あって、以前にも無免許の子にバイクを貸している事案があったので、最初は裁判官にも全く信用がなかったんですけど、意見書等を何度も提出したのと最終的にバイクを借りた方が「実は無免許という事を隠していました。」と言ってくれたので、故意ではないということで非行事実なしということになりました。

**【金子氏】** 私のケースは過失致死です。友人同士で遊んでいた際に、不幸にも2人が亡くなってしまったというものです。父親が子どもの人権窓口相談に来られて、その日に担当していた私が受けることになりました。争点は、過失と因果関係です。皆さんがご報告している事件と同じように、警察の方では、当然過失行為がある前提で調書が作成されました。受任後、本人に確認すると、事実と異なる調書が作成されていることが分かりました。本件に関して、非行事実があったという前提で調査命令がなされないよう、かなり早い段階から裁判官に面会をしました。最終的には過失行為はあるが、因果関

係自体が否定され非行事実なしということで決定されたという事案です。少年などの供述を早期に確認して家庭裁判所に伝え、調査命令がなされないように付添人活動を行ったことが非行事実なしに結びついた事案だと思います。

**【須納瀬氏】** 少年犯罪の警察の取調べについては、かなり強圧的な取調べが行われたり、そうではない場合も少年が迎合的になったりして簡単に虚偽の自白をしてしまう。だから、大人よりもなお一層弁護士の援助が必要なんだということを、御三方の報告は示していると思います。

### <少年の立ち直りを支援する付添人活動>

**【斎藤広報委員長】** では次に、環境調整や試験観察で少年の立ち直りを支えたという事例についてお話ししたいと思います。

**【金子氏】** いくつかあるのですが、心に残っているのは傷害事件です。事案の概要は、女子少年が5人で1人の少女に暴行を加えて全治1か月のケガを負わせたというケースです。共犯少年の弁護人から捜査段階で紹介を受けて、刑事被疑者弁護援助及び付添援助制度を利用して受けることになりました（当時、傷害は被疑者国選対象外事件でした）。被害者が相当な怪我を負っていたこともあり、少年院かどうか微妙な事案でした。少年の家族・親戚はエリートで、少年だけが少し落ちこぼれてしまっていて、自分の考えは分かってもらえないと不良交友を深めていき、本件に至ったという事案でした。本人自身は自分では何とか変わりたいと思っているが、どう変わっていけばいいのかもわからないと少年鑑別所でも泣きながら話をしていました。何とか環境調整ができれば家に帰すことができるのではないかと思います、何度も自宅に行って少年の考えを両親に話しに行ったり、もちろん被害者の方にも連絡を取って被害弁償に努めたり、被害

を与えることがどうということなのか少年と一緒に考えたりして、何とか試験観察という形になりました。少年は、試験観察になると地元の子供たちが怖いと逆に閉じこもってしまいました。ですから、何とか外に出そ



うと思って、こちらが何度か出向いて兄弟を交えて家族全員で話をしたり、学校も辞め働いていなかった少年と学校の説明会にも一緒に参加したりしました。試験観察中に新たに入学できる学校も見つかり、最終的には保護観察処分となった事案です。

**【須納瀬氏】** ご両親ではなく弁護士と一緒に学校を探したという事ですね？

**【金子氏】** その時点では親御さんと上手くいったりいかなかったりというのがあったので、少年の希望で、私が従姉妹ということで、一緒に学校説明会に行きました。

**【土橋氏】** 私がお話しする事例は、私が弁護士になって初めて担当した少年事件でして、窃盗事件2つだったのですが、これも家庭裁判所が付添人援助の必要性から弁護士会に付添人選任依頼があり、私の方が担当することになりました。この少年の最大の問題として家族との軋轢を抱えていて帰るところがなく、しかも少年院を出た直後の事件で、このままではもう一度少年院に送り返すしかないというものでした。ただ、出てきたばかりの場所に送り返しても意味がなく、結局帰住先さえ解決すれば社会内処遇が可能な事案だったんです。私は何度も家族とお話をして、結局かなり遠い所に住む親戚に預けようということになりました。預けに行くまでも親戚は高齢だし、周りの親戚の協力が必要だということだったので、私も審判前にそこまで出向きまして親戚とお話をし、帰住先を調整して試験観察をする事になりました。少年自身非常にまじめな性格でして地元で根付いて仕事もして、最終審判は帰住先近くの裁判所で行い、要保護性がなくなったという事で、不処分までしていただきました。本当に、私も新人で時間があったのでできた位に無茶苦茶に頑張りました。裁判官からは「先生がいなければ、彼を少年院に送るしかなかったんです。素晴らしい付添人活動ありがとうございました」と言われた言葉が心に残っています。私が少年事件を続けている一つの原動力にもなっている事件ですね。

**【斎藤広報委員長】** このケースも家裁から依頼があったんですか？

**【土橋氏】** そうですね。これは「調査官でできないから付添人についてもらって、家庭環境等の調整をしてもらわないと限界があります」と弁護士会に依頼があったんですね。

**【山口氏】** 私のケースは、共犯少年3人と公園に設



置されていた自販機を壊したという事例です。両親は少年に無関心で、調査官に対して「私たちは責任が持てないので少年院に入れてください」と言うので、このままだと少年を少年院に送るしかないという事件でした。この子の実母は、出産直

後に少年を産婦人科に置いて失踪してしまい、大叔母と大伯父が少年を交互に引き取って面倒を見ていたそうです。少年は大叔母とはうまくやっていて、中学校の頃は成績が良くて非行もなく普通に暮らしていました。ところが、突然母親が帰ってきて少年を連れて行ったそうなんです。母親は少年に高校を中退させ、焼肉屋で働かせてその賃金を母親と再婚相手が受け取っていました。少年は両親との確執でイライラが募り、家出をして、三度目の非行で鑑別所に入れられました。半年の間に三度も同じような事件を立て続けに起こしている事と、母親が「少年院に入れてくれ」と頑なに言うので裁判所の方から付添を依頼されました。話をしてみると、その少年は母親のところに帰るのをとても嫌がっていました。そこで両親の親権を停止させて大叔母を後見人として生活できるようにするというので、何とか試験観察にさせていただきました。その後、親権停止の審判を得ることができました。最終的に今回の非行の原因は「両親との確執から来るストレスが原因である」として、きちんとした環境で生活できていれば再非行はないだろうということで、非行事実は認められるが保護の必要がないという事で不処分をいただきました。

**【須納瀬氏】** 弁護士付添人の必要性に関して、家裁には調査官がいるんだから付添人が必要なのかと言われることがあるのですが、御三方のお話を聞くと家裁の調査官では絶対にできない活動をしているなと思いますよね。

**【土橋氏】** 環境調整については裁判所ができることには限界があるのではないかなと思っています。特に先ほど報告した殺人予備の方ですけど、非行事実の問題もあったのですが、帰住先の問題もありまして、付添人のつてを頼って篤志家が引き取ってくれるよう交渉しました。こういうことは付添人でな

ければできないです。

**【斎藤広報委員長】** 先ほどから学校を探すという事はありましたが、就職先の斡旋の開拓などはどうでしょうか。

**【金子氏】** 就職先は基本的に少年の前職や前々職に連絡することが多いです。

**【土橋氏】** 少年の家族が知っているところですけど、少年と一緒にいったこともありますし。お願いしますと言ったり、何かあったら連絡してくださいと言うと安心してもらえることはありますのでそういうことはやっています。

**【山口氏】** 少年の家族の知り合いのところに挨拶に行き、何とか面倒を見てくださいますかと頼んだことは何度もあります。

### <被害者との関わり>

**【斎藤広報委員長】** では被害者の関係で尽力したケースについて報告してください。

**【金子氏】** 二人の女子少年が一人の女子をリンチしてケガを負わせたというケースです。家庭裁判所から援助依頼があって受任したケースです。被害者との関係では、被害者の方に対し、できれば両親と共に謝罪をし、被害賠償をしたい旨手紙を書いて連絡をしたところ、お会いしてからお金を受け取るかなどを決めたいということでしたので、実際に日時等をセッティングして両親と付添人、それと共犯少年の両親と付添人で、被害者の父親と面会をしました。その時の面会で申し訳無かったときちんと挨拶ができたので、それならばお金は受け取れますと謝罪を受け入れてもらいお金を受け取ってもらえました。審判の後に少年が直接謝りに行きたいといっていたので、それを被害者の父親に伝えて、少年と実母と私の三人と、被害者の父親と被害者と面会して、お互いに仲直りではないですけど、きちんと話し合いをすることができました。少年にもこの件を絶対忘れてはならないという形でかなり考えてもらえた案件かなと思っています。最後に被害者の父親から、「今回先生が付いてくれてこのような形で終わることができたので、自分の娘にとっても少年にとってもこれをきっかけにしていい大人になってもらいたいという風に思っています。ありがとうございます。」という手紙をいただきましたので本当に良かったなと思えるケースです。

**【出井幹事長】** 被害者側からすると少年本人はもち

ろん、少年の親にも接触するのは拒否感が強いケースが結構多いのではないかと思うのですが、そういう時に弁護士が間に立つことによってようやく被害者側と加害者側が繋がれるきっかけになるのでは。



**【金子氏】** そうですね。

少年の親から被害者の家へいきなり電話して良いのかわからないという親御さんはかなり多いので、弁護士が付くことによってなんとか気持ちを伝えたり被害弁償をできるという流れが作れるのは大きいと思います。

### <家裁からの依頼で付添人に>

**【斎藤広報委員長】** 先ほど家裁からの援助依頼を受けて活動をしたということがありましたね。それに関連する別のケースはありますか。

**【金子氏】** 援助依頼で受ける時は家庭裁判所にはできないが付添人ならできるのでしょうかという依頼が多くて、その中で家庭環境が上手くいかないから、家族との仲を取り持て欲しい、あるいは就職先だったり帰住先がないから探して欲しいという依頼が多いですね。ぐ犯で上がってきた子が父親と仲が悪くて母親は亡くなってしまっていて、父親が家庭裁判所に呼び出されたところ、少年院に行ってもらって結構なので私は一切協力しませんと帰ってしまった事案がありました。ぐ犯といってもそもそもぐ犯の事由があるかどうかという事例だったので、裁判所も困って援助依頼をしてきたという訳なのですけど、少年も19歳なので父親と環境調整するというよりは新しい場所を見つけてきちんと働いて自立を促した方がいいだろうということで、少年と一緒に不動産屋巡りをしたり、元々仕事をしていたところがあったので、雇用継続の了解を取ったりと調整して、最終的に保護的処置で不処分になったケースがあります。

**【須納瀬氏】** 先ほど報告をいただいたケースはどれも家裁からの依頼案件で適正手続の問題があるケースや環境調整の必要性があるということで依頼を受けた事案ですね。他に家裁からの選任依頼が多いのは、「ぐ犯」のケースです。これらは、家庭環境に

問題が多く、保護者との関係構築も困難なため、家裁だけではうまく処理できないというケースが多いですね。

**【山口氏】** 母親と少年の二人暮らしで、母親に新しい恋人ができて、二部屋しかないところに母親の恋人と一緒に暮らすようになり少年が家に居づらくなって家出を繰り返し、その度にバイクの窃盗や無免許運転で何回も補導・逮捕され、最終的に全部まとめて家裁送致されたという事案がありました。この事案では、お母さんとその彼と少年とよく話し合せて、今後の生活についていくつかのきまりを作りました。その後三人の関係も良くなり、裁判官もそれを認めてくれて非行事実はあったけれど家庭環境が良かったので今後の再非行の可能性が無いということで不処分になりました。付添人としては少年が少年院に行かないようにということだけではなく将来に向けて上手く環境を改善し二度と再非行しないように調整していくことも重要だと思います。付添人が付くことによって少年に劇的な変化が生まれることもあります。この少年も高校を中退していたのですが、通信制の高校に再入学し私と会って人生が変わったと言ってくれて、私も本当にうれしかったです。

### <弁護士付添人の果たす役割>

**【斎藤広報委員長】** 具体的なケースで、参考になりました。それぞれの話の中で既に出ていますが付添人の役割等について、総括的に皆さん言ってもらえませんか。

**【金子氏】** 付添人の存在というのは少年の立場に立っているということが一番大きいと思います。調査官とか裁判所というのは、少年が再非行を犯さないためという点では共通していますが、どうしても中立的な立場を保たなければならない。それを少年や少年の家族は感じて、この人達は処分を決める立場にあるんだという意識があります。付添人は少年の側に立って第三者的な立場から少年や少年の家族に意見を言える唯一の立場だと思うのです。少年も少年の家族も結構まじめに話を聞いてくれ、こちらの提案に対して頑張って取り組んでくれて調整がうまくいくことが多いです。第三者的な立場で少年の側にいるというのはかなり重要なのではと思います。

**【土橋氏】** 私も金子さんと同じですけど、よく少年



事件をやっていると鑑別所に来るのが二回目、三回目という子がいます。こういった子どもで、前に付添人がついていなかった場合、前にされた処分がなぜそのようになったのか、自分の何が問題だったのかわかっていないケースが多いと感じます。処分を決める人が言っているのと違い、自分の味方なんだとやっている人が「君、ここが問題だよ」とか「こういった問題があったからこんな処分になった」と言ってあげた方が意味を理解できると思います。

**【山口氏】** 私もまず事実認定の面で、少年というのは迎合的で真実を真実と言えないまま諦めてしまうことがあり、そこで一歩背中を押してくれる付添人がいればそれが事実なんだと強く主張できるのだと思います。裁判所というのはまず警察からの調書を見て間違いはないですかと聞くわけです。そういった場面で付添人が付いていることでそれは違えますと声を出していえるのだと思います。取調べの中で厳しいことを言われて、裁判官も警察の仲間ではないかと思ひ誰も信用できなくなって仕方がないと諦めてしまう。付添人には、えん罪をなくす役割があります。それに加えて、実際に非行を犯した子にしてもし弁護士が付添人として付くことによって更生が可能になることも多いのではないかと思います。

**【斎藤広報委員長】** ありがとうございます。須納瀬さん補足ありますか。

**【須納瀬氏】** 付添人の一番大事な仕事はできるだけ多数回鑑別所を訪ねて少年の話をじっくり聞く、ということ。それが出発点だし、もっとも重要な仕事だと思います。非行を犯した少年は驚くほど自分の話をきちんと聞いてもらった経験がなくて、調査官というのは少年の話を聞くのだけどそれは分析、調査の対象であって、少年を受容する立場で話を聞いてくれるとなると付添人しかいない。少年にとっては、きちんと話を聞いてもらったというのが次の更生へのステップになります。そういう意味でも付添人は重要だと思います。

### <国選付添人制度拡大の必要性>

**【斎藤広報委員長】** 次に、法改正の必要性について語ってもらいますが、皆さんの目から見て現状の国選付添人制度の問題点についてコメントをもらえますか。金子さんから。

**【金子氏】** 現行の国選付添人の問題点というところでは対象事件が限定されていること、子どもの問題で

付添人を付ける必要性というのは変わらないのに、対象事件が限られていることが今一番の問題なのかなど。被疑者国選の場合は、必要的弁護事件で被疑者国選を付けることができるのですが、その後、家裁に送致されると、国選で付添人が選任されないということで、結局そこで弁護士が居なくなってしまう。取りこぼしにならないよう、最低限でも一人の弁護士が捜査段階から家庭裁判所の最後の段階まで付いていくのが望ましいと思います。そういう意味では対象事件の拡大は望まれますね。

**【土橋氏】** 同じようになるのですが少年事件の場合は重大事件に限定しているんですよね。軽微事件で観護措置を執られている少年は、何か問題があることが多く、だからこそ、付添人の援助が必要な訳ですから重大事件に限る意味というのは全くないと思います。また成人との比較で見ても成人であれば被疑者国選や被告人国選での範囲は広く軽微事件についても国費で国選が付く。ところが少年については付かないというのが何故なのか。成人とのアンバランスも違和感を感じるようです。

**【山口氏】** 私も同じ考えで、大人より弱い立場なのになぜ大人よりも保護が薄いのか疑問に思います。最低限、成人と同様の保護をして欲しいなと思っています。

**【須納瀬氏】** 皆さんおっしゃったとおりで重大事件に限定されていますけど、実際は鑑別所に送致された少年については窃盗や傷害といった事件でも相当の割合が少年院送致などの重大な処分を受けている、そういう意味で付添人の援助の重要性



は高いということと、現行法で被疑者国選弁護人に選任されながら家裁に送致された後は国選付添人になれないのは明らかに制度上の齟齬だということ、この二点については、法制審の審議などで訴え、弁護士以外の委員からも理解されたところで、その問題点解消の必要性がある。もう一点付け加えると子どもの権利条約37条などは身体拘束を受けた少年に関しては必ず弁護人の援助が必要だと規定しているわけですから国際的な視点から考えても弁護士の援助を保障することが必要で、現状ではこれが欠けて

いるといえます。

**【斎藤広報委員長】** 現在予定されている改正要綱に基づく法制化が実現した場合に現状はどう変わると予想できますか。

**【須納瀬氏】** 現状は、その国選制度の不十分な点を日弁連が少年事件付添援助という制度を作って弁護士から特別会費を徴収して基金を作りそこから弁護士費用を支出することで、資力が無い少年であっても弁護士が依頼できるような体制を作っているの、相当の割合で少年に付いている訳ですけど、それが国費により国選制度で選任できるようになるということは、少年の権利として本来あるべき姿になるということだと思います。

**【山口氏】** 少年も、無料ですよ、弁護士会がお金を出すから大丈夫ですよと言っても、うちは貧乏だからお金が無いからととても不安がる。呼ばないでくれと鑑別所の人に言う場合もあるらしいです。そもそも国の制度ですよという事になればお願いしなくても付いてもらえるので、何とか法改正をしてきちんと子どもの権利が保障されるようにしていただきたいなと思います。

### <付添人活動を充実させるための取り組み>

**【小川編集長】** 今日は宮崎、大阪、横浜という弁護士会の規模がそれぞれ違うところから来ていただいているのですが、付添人活動を支えようという弁護士会の雰囲気はどうなのですか。

**【山口氏】** 宮崎は若手から超ベテランの先生まで約半数は子どもの権利委員会に入っています。勉強会

を開いたり調査官との交流会をしたりと熱心に活動しています。大分県弁護士会と共同で毎年子どもの権利や少年事件、虐待など、勉強会も開いています。

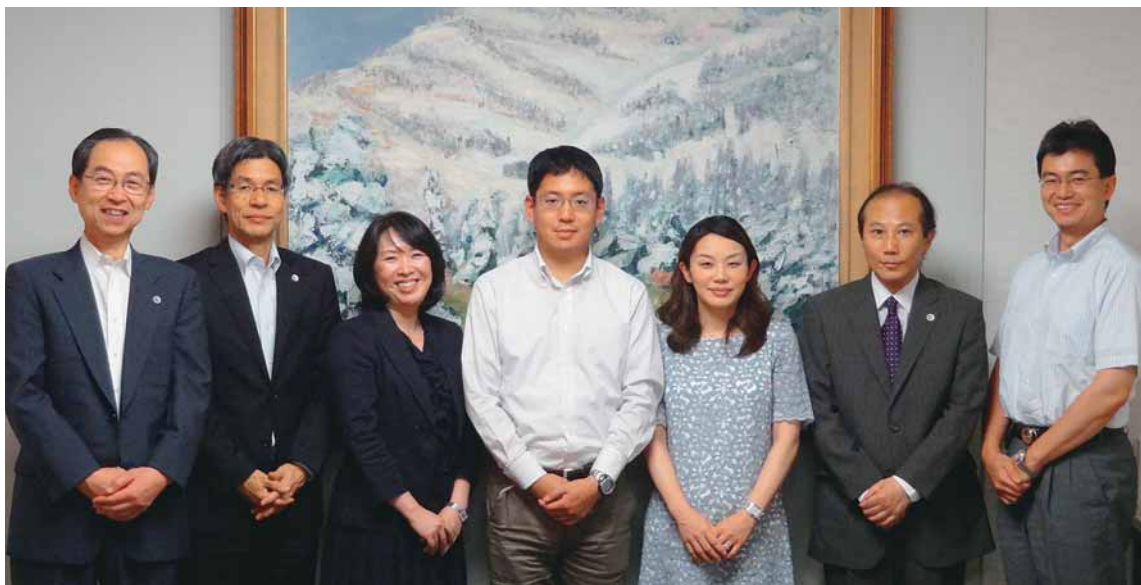
**【金子氏】** 横浜も今1,300人くらいいて、質的な問題を解決するために若手1、2年目の人を対象にして毎年5回に渡って、子どもの権利委員会で勉強会を開いたり、通年では全会員対象で裁判官や調査官を呼んで講演をしてもらって質的な確保に努めていますし、SOSを出している弁護士に対しては子どもの権利委員会でサポートをとれるようにと常日頃から広報しています。

**【土橋氏】** 大阪は4,000人くらいの規模になっていますが、事件の数も多いのが現状です。ですので、全員が頑張るのが大事なので、研修の義務化・強化に取り組んでいます。勉強会も横浜と毎年交互にやらせていただいております。最近沖縄も入ってもらって各地を回りまして勉強会を開いております。

**【斎藤広報委員長】** 付添人のマンパワーは、質・量とも確保されてきていると言ってもよいことですね。更に一層、付添人活動の質を高め、国選付添人拡大の法改正を一日も早く実現したいですね。

本日は、ありがとうございました。

(平成25年6月7日 於霞が関弁護士会館) 弁政連



# 損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書（日弁連意見書）について

日弁連は7月18日付けで「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書」を発表しました。

この意見書では、福島原発事故により生じた損害の賠償請求権について、民法上の消滅時効及び除斥期間の規定を適用せず、「権利行使が可能となった時から10年間」という新たな時効期間を定めた特別措置法を制定し、同法施行後5年以内に、損害賠償の実施状況等を踏まえて、時効期間の更なる延長を含めた見直しを図ることを求めています。また、特に、本件事故による健康被害や土壌汚染などの事故から一定期間が経過した後に顕在化する損害については、その損害が明らかとなった時から時効期間を起算するよう求めています。

福島原発事故の損害賠償請求権（以下「原発賠償請求権」といいます）は、民法第724条の3年の短期消滅時効にかかることになり時効によって消滅してしまう恐れがあります。

しかし、福島原発事故は、これまでの公害事件等と比べても被害規模や被害範囲において大きく異なり、日本中に大きな被害者をもたらした巨大な人災です。加害者は事故発生とそれによる被害の多くを認識しており、かつ証拠は保管され続ける状況にあるため、加害者のために3年で請求権行使を打ち切る必要はありません。一方、多くの被害者は生活再建の道筋が未だ立たない状況であり、3年以内の権利行使を迫るのはあまりに酷です。したがって、原発賠償請求権が3年で時効消滅することは著しい不正義と言えます。

先の通常国会でも「全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成二十五年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期

間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること」を求める附帯決議が文部科学委員会にて可決されました。

これを受け、東京電力は、総合特別事業計画において、「被害者の方々が消滅時効の制度により請求を妨げられることがないように対策を講じる」と述べていますが、実際には、全ての被害者に対する債務の承認も、時効の主張をしないとの約束もしていません。

このままの状況では、特に、東京電力から請求書の送付等を受けていない自主避難地域等の被害者の方々については、最短で2014年3月以降、請求権が消滅してしまいますし、同社が被害者と認めている人々についても、いつまで権利行使ができるか不透明な状況にあります。

東京電力は、時効が完成してしまった被害者についても、直ちに時効消滅を主張することはなく個別柔軟に対応するとしています。このこと自体が問題です。加害者が、被害者のうち賠償を支払う相手と支払わない相手を、自由に選択できてしまうのは、加害者主導で賠償が進むことになるからです。

したがって、加害者である東京電力の対応に任せるのではなく、立法によって全ての被害者が過度の負担なく原発賠償請求権を行使できるようにすることが必要であり、日弁連は、一貫して時効期間を延長する特別措置法の制定を求めています。

新たな時効期間を定めるにあたっては、本来は、被害者の実情や損害賠償の支払い状況等、様々な事情を慎重に検討することが必要です。しかし、現実には来年3月までに十分な検討を行うことは不可能です。そこで、まずは一般債権と同様に時効期間を10年間まで延長する特別措置法を実現し、その上で、同法施行後5年以内に更なる延長を含めた見直



しを図るべきです。

また、原発事故に起因する健康被害や土壌汚染・水質汚濁等による損害は、長期間を経過した後に損害発生が明らかとなることが考えられるため、その時までは現実に権利の行使を行うことは不可能です。そこで、こうした損害については、実際に損害発生が明らかとなり権利の行使ができるようになってはじめて時効が進行し始めることが確認されなければなりません。

万一、このまま立法が進まなければ、100万人以

上とも言われる被害者が、一斉に訴訟等の法的手続を選択しなければならなくなります。しかし、実際にそのようなことが起きれば、裁判所や原紛センターの事件処理能力の限界を超え、社会は大きく混乱することになりかねません。国は、原発事故被害者への責任を果たすために、一刻も早く、時効期間を延長する特別措置法を立法すべきです。日弁連及び弁政連は全力を挙げて、2013年中の立法を実現させる努力をしていきます。

(企画委員会副委員長 水上貴央)

**JBA** 日本弁護士連合会

## 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書 (概要)

### 意見の趣旨

1. 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)により生じた損害の賠償請求権については、民法上の消滅時効(民法第724条前段及び同法第167条第1項)及び除斥期間(民法第724条後段)の規定は適用せず、新たに時効期間を定めた特別措置法を、可能な限り早期に、遅くとも2013年(平成25年)末までに制定すべきである。
2. 前項の賠償請求権の時効期間については、「権利行使が可能となった時から10年間」という時効期間を定めた特別措置法を制定すべきである。その上で、同法施行後5年以内に、損害賠償の実施状況等を踏まえ、時効期間の更なる延長を含めた見直しを図るべきである。
3. 第1項の立法措置を講じる際、特に、本件事故に起因すると考えられる健康被害及び本件事故の放射能汚染等により事故から一定期間が経過した後に顕在化する損害については、その損害が明らかとなった時を、時効期間の起算点とすべきである。

弁政連が推薦し  
ご当選された  
参議院議員の  
方々からの抱負



氏名  
所属政党名  
選挙区  
抱負



**愛知 治郎**  
自由民主党  
宮城県  
信頼される議員  
であり続け、正  
しく機能する政  
治の為に全力を  
尽くします。



**磯崎 陽輔**  
自由民主党  
大分県  
景気回復に全力  
を尽くし、明日  
に希望の持てる  
日本をつくりま  
す。



**井上 哲士**  
日本共産党  
比例  
憲法改憲を許さ  
ず、暮らしと平  
和に生かすため  
に全力をあげま  
す。



**魚住裕一郎**  
公明党  
比例  
安心の国民生活  
確立のため、生  
活者目線でプレ  
ズに頑張ります。



**衛藤 晟一**  
自由民主党  
比例  
改憲等戦後レ  
ジームから脱却  
の絶好の機会。  
安倍政権を支え  
る。



**大塚 耕平**  
民主党  
愛知県  
法制や政策の  
「理」と「情」のバ  
ランスを追求し  
ていきます。



**小川 勝也**  
民主党  
北海道  
地域、雇用と社  
会保障を維持し、  
ふるさとを守る  
決意です。



**川田 龍平**  
みんなの党  
比例  
いのちを守る、  
子ども被災者支  
援法を機能させ  
るために頑張ら  
れます。



**行田 邦子**  
みんなの党  
埼玉県  
立法府での6年  
間を全力で働き  
ます。改革を前  
へ、前へ！



**上月 良祐**  
自由民主党  
茨城県  
日本の成長戦略  
に、茨城から実  
践を通じて貢献  
して参ります。



**佐々木さやか**  
公明党  
神奈川県  
国民生活を守る  
為の法曹養成制  
度を確立すべく  
取り組んで参り  
ます。



**杉 久武**  
公明党  
大阪府  
日本経済の再生  
と「財政の見え  
る化」の実現の  
ために頑張ら  
ます。



**世耕 弘成**  
自由民主党  
和歌山県  
国民にとってわ  
かりやすい法体  
系の整備に取り  
組みます。



**仁比 聡平**  
日本共産党  
比例  
議席奪還です。  
安倍政権の暴走  
を止め「憲法が  
生きる時代」を。



**林 芳正**  
自由民主党  
山口県  
「三本の矢」で  
日本経済の再生  
を！「攻めの農  
林水産業」づく  
り！



**藤田 幸久**  
民主党  
茨城県  
NGO出身とし  
て、人権と生活  
を守り、社会正  
義を実現しま  
す。



**古川 俊治**  
自由民主党  
埼玉県  
医療・経済・財  
政の諸問題解決  
に向け、全力で  
取り組めます。



**丸山 和也**  
自由民主党  
比例  
気概ある日本を  
取り戻すため  
にも教育の再生が  
不可欠です。



**溝手 顕正**  
自由民主党  
広島県  
日本再生の取り  
組みを推進する  
ため、全力を尽  
くします。



**森 まさこ**  
自由民主党  
福島県  
原発事故の被害  
救済、福島県等  
被災地の復興、  
少子化対策。



**矢倉 克夫**  
公明党  
埼玉県  
実感できる景気  
回復、平和を守  
る政治外交を実  
現・実行します。



**柳本 卓治**  
自由民主党  
大阪府  
「緑・愛・文化」  
を大切にする社  
会をつくりま  
す。



**山口那津男**  
公明党  
東京都  
ねじれ解消で経  
済再生。諸課題  
の優先順位を整  
えて合意形成し  
ます。



**山本 一太**  
自由民主党  
群馬県  
「安倍内閣」を  
支え、日本経済  
再生のため全力  
を尽くします。



**山本 香苗**  
公明党  
比例  
女性の力で日本  
再建！全力で頑  
張って参りま  
す。



**山本 博司**  
公明党  
比例  
皆さまのご支援  
に深く感謝し、  
人間主義の政治  
を貫いて参りま  
す。

# 支部報告XV

## 今後さらに増す弁政連の重要性

岐阜県支部長 川島 和男

岐阜県支部は、昨年の1月28日に誕生したばかりの歴史の浅い支部です。

主たる活動としては、県内選出の国会議員の方々（現在のところ、棚橋泰文衆議院議員、柴橋正直衆議院議員（当時）、野田聖子衆議院議員、武藤容治衆議院議員です。）と、個別に懇談会を開催していることが挙げられます。

岐阜でも、弁護士を取り巻く環境は、年々厳しくなっており、そのことを国会議員の方々に理解してもらい、国政に反映して頂くことを目的にして、懇談会を開催しています。

そのため、懇談会では、法曹人口問題と司法修習生の給費制問題の2つを中心に、意見交換していることが多いです。

ところで、岐阜県支部の会員は、現在30名程度で、組織率は2割に満たない状況です。

しかし、弁護士を取り巻く環境を改善するため、弁政連の重要性は、今後さらに増すことになると考えて、精力的に活動を続けています。

（写真；今年の3月30日に岐阜会館で開催した武藤容治衆議院議員との懇談会（前列右側が武藤議員））



## 谷垣法務大臣訪問会

6月17日、弁政連企画委員会主催で、谷垣禎一法務大臣を法務省の大臣室に訪問し、懇談会が開催された。弁政連からは、尾崎企画委員会委員長のほか、若手委員中心に計13名が参加した。

冒頭、谷垣法務大臣から、債権法改正、法務行政の国際展開を含め、法務行政について、お話しいただき、その後、質疑応答が行われ、ロースクール制度及び給費制を含めた法曹養成、アジア諸国の法整備支援、東日本大震災に関連した時効問題、改憲問題等、出席者からの質問に対し、大臣に率直にお答え頂き、大変有意義な会合となった。（企画委員会委員長代行 上山直樹）



## 国会議員政策担当秘書説明会開催

8月6日、国会議員政策担当秘書として活動する法曹有資格者の説明会を、日弁連との共催で開催した。日弁連執行部からは菊地裕太郎副会長が出席し、社会における多様な需要に対応する活動として弁政連と連携していきたい旨の挨拶があった。政策担当秘書として、金子春菜氏（65期）、安藤圭輔氏（65期）、竹内彰志（63期）が登壇し、弁護士業務と政策秘書業務の違い、同じ政策秘書でも事務所によって求められる役割が異なることなど、日常業務の様子を交えながら、説明がなされた。司法修習生と弁護士の参加者がほぼ半数ずつであり、法曹資格取得後のキャリアプランとしての政策秘書が定着しつつあることをうかがわせる場となった。

（企画委員会副委員長 竹内彰志）



## 弁政連入会案内

日常業務の中で『法制度自体に問題あり』『司法でなく立法による解決が必要』と感じることはありませんか？

「法の担い手」として日本の法制度に精通し、依頼者の生の声を聴き、論理的かつ中立的な政策提言能力を持つ有数の人材である弁護士は、国民の基本的人権の擁護と社会正義を実現するため、「法の作り手」との懸け橋の役割も期待されています。

昭和34年の設立から約半世紀の間、日本弁護士政治連盟（弁政連）は、クリーンで透明な運営により、各政党との会合や立法府への要請活動等を通じ、政治におもねることなく、日弁連の政策実現を図ってきました。また、議員との意見交換会・懇談会やロビー活動の研究等、斬新な活動を展開しています。

弁政連の年会費は1万円（登録5年未満の会員は免除）です。入会申込み方法は、HP（入会案内）をご参照ください。

<http://www.benseiren.jp/guide.html>

## 本部人事について

藤原浩会員（東京）を、7月19日に、理事・常務理事に選任

## 支部人事について

### 広島支部

中根弘幸幹事長に代わり、高橋浩嗣会員が就任

### 山口県支部

末永久大幹事長に代わり、鶴義勝会員が就任

### 岡山支部

平井昭夫会員が支部長に就任

### お詫びと訂正

前号（2013年7月号・33号）について、記事中に誤りがありました。

お詫びの上、以下のとおり訂正いたします。

3ページ「日本弁護士政治連盟役員」の江藤洋一副理事長・常務理事の経歴中

誤 平成22年度 一弁副会長 → 正 平成22年度 一弁会長

## 編集後記

広報委員長としての初仕事です。皆様、ご意見をお寄せ下さい。（さいとう）  
猛暑とゲリラ・スコール・熱帯になってしまった日本。夏も終わります。（いいでい）  
有能気鋭な先代編集長と比べ、無芸非才の身ではありますが、ほかの皆様のお力を借りて編集長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。（おがわ）

編集長を退任しました。約2年半お世話になりました。これからも一委員として編集に携わり、新編集長を支えていきたいと思っております。（なぎら）  
名ばかりの広報委員会副委員長として、大ベテランの先生方のお叱りをうけながら、紙面づくりに励んでまいりますので、よろしく願いいたします。（いけもと）